



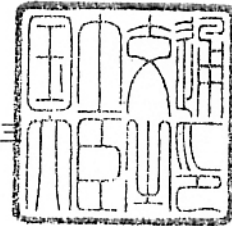
認 定 書

国住指第1861号

平成 19年 1月 24日

株式会社EM MAX
代表取締役 鮫島 均 様

国土交通大臣 冬柴 鐵三



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法第2条第九号及び同法施行令第108条の2第一号から第三号まで(不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
NM-1518
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
ケナフ繊維混入／けい藻土系塗材塗／基材(不燃材料(金属板を除く))
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添の通り

(注意)この認定書は、大切に保存しておいてください。

1. 材料名

ケナフ繊維混入／けい藻土系塗材塗／基材（不燃材料（金属板を除く））

2. 申請仕様の形状・寸法等

申請仕様の形状・寸法等を表1に示す。

表1 申請仕様の形状・寸法

項 目	申 請 仕 様
形状	平板
表面の形状	平滑またはエンボス
厚さ	3.5（+0.35）mm以下
質量	2.5（+0.25）kg/m ² 以下

3. 申請仕様の材料構成

申請仕様の材料構成を表2に示す。

表2 申請仕様の材料構成

項 目	申 請 仕 様																		
ケナフ繊維混入／けい藻土系塗材	厚さ3.5（+0.35）mm以下、固形量2.5（+0.25）kg/m²以下 <table> <tr> <td>けい藻土</td><td>60.0質量%</td></tr> <tr> <td>消石灰</td><td>11.0質量%</td></tr> <tr> <td>ほたて貝灰</td><td>10.0質量%</td></tr> <tr> <td>黒曜石</td><td>10.0質量%</td></tr> <tr> <td>黄土</td><td>4.0質量%</td></tr> <tr> <td>ケナフ繊維</td><td>2.0質量%</td></tr> <tr> <td>ポリアミド系繊維</td><td>1.0質量%</td></tr> <tr> <td>コーンスターチ</td><td>1.0質量%</td></tr> <tr> <td>セルロース（水溶性）</td><td>1.0質量%</td></tr> </table>	けい藻土	60.0質量%	消石灰	11.0質量%	ほたて貝灰	10.0質量%	黒曜石	10.0質量%	黄土	4.0質量%	ケナフ繊維	2.0質量%	ポリアミド系繊維	1.0質量%	コーンスターチ	1.0質量%	セルロース（水溶性）	1.0質量%
けい藻土	60.0質量%																		
消石灰	11.0質量%																		
ほたて貝灰	10.0質量%																		
黒曜石	10.0質量%																		
黄土	4.0質量%																		
ケナフ繊維	2.0質量%																		
ポリアミド系繊維	1.0質量%																		
コーンスターチ	1.0質量%																		
セルロース（水溶性）	1.0質量%																		
基材	建築基準法第2条第九号に適合するものとして、国土交通大臣が指定もしくは認定した不燃材料のうち、金属板及び化粧を施したものを除くもの。																		

4. 申請仕様の断面図

申請仕様の断面図を図1に示す。

単位mm

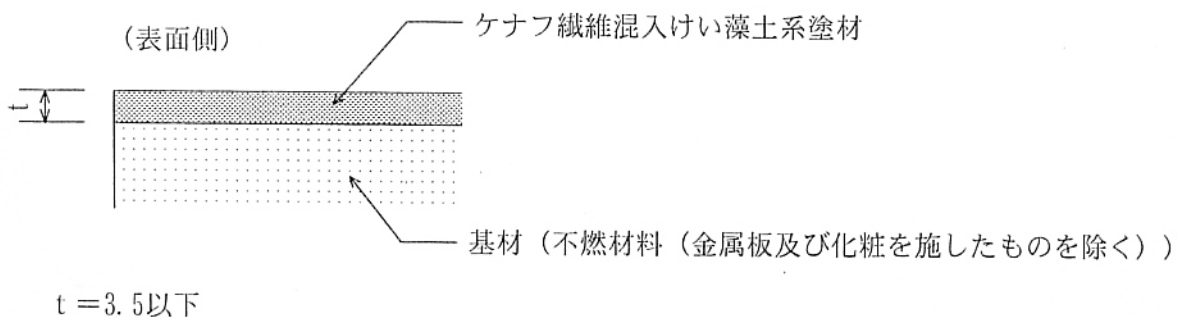


図1 断面図